

松前町
社会教育施設等維持管理運営事業

基本協定書
(案)

令和 7 年 7 月

松 前 町

松前町社会教育施設等維持管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、松前町（以下「甲」という。）と、本事業の優先交渉権者として決定された●●グループの代表企業である●●、代表企業以外の構成企業である●●及び●●（以下、構成企業を総称して「乙」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、代表企業が公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）として甲との間で本事業に関する実施契約を締結すること、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「運営権」とは、本事業に関する P F I 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権をいう。
- (2) 「改修事業者」とは、本事業とは別にデザインビルド方式で実施される松前総合文化センターのリニューアル改修工事を実施する企業をいう。
- (3) 「構成企業」とは、●●グループを構成する企業をいう。
- (4) 「参加表明書」とは、乙が募集要項等に基づいて甲に提出した令和 7 年●月●日付参加表明書をいう。
- (5) 「三者間覚書」とは、本事業に関し、甲、代表企業及び改修事業者の間で締結される EOI 方式に係る三者間覚書（その後の変更を含む。）をいう。
- (6) 「事業期間」とは、実施契約が締結されるまでは募集要項等に記載された本事業の事業期間をいい、実施契約が締結された後は実施契約において定められた本事業の事業期間をいう。
- (7) 「実施契約」とは、本事業の実施に関して甲と代表企業の間で締結される、P F I 法第 22 条第 1 項に基づく公共施設等運営権実施契約をいう。
- (8) 「代表企業」とは、●●グループを構成する企業のうち、代表企業として提案書に記載された●●をいう。
- (9) 「提案書」とは、乙が令和 7 年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書一式、提案書に関する甲からの質問書に対する回答書その他提案書の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
- (10) 「P F I 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (11) 「募集要項等」とは、令和 7 年 7 月 2 日付で公表された、本事業に係る募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）及び三者間覚書（案）並びにその他の本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し又は乙に提示した

資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）をいう。

（基本的合意）

第3条 甲及び乙は、本事業に関して、公募型プロポーザル方式による決定手続により、乙が本事業に関する優先交渉権者として決定されたことを確認する。

2 乙は、募集要項等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び募集要項等に記載の条件を遵守の上甲に対し提案書を提出したものであることを確認し、提案書に記載の内容を誠実に履行するものとする。

（実施契約の締結）

第4条 甲及び乙は、本協定に従い、実施契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、速やかに実施契約が締結されるよう最大限の努力をする。

2 乙は、実施契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望を尊重する。

3 甲及び乙は、実施契約の締結に当たり募集要項等及び提案書についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに提案書の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含む。）その他の書面及び情報を提出する。

4 甲及び代表企業は、令和●年●月を目途として実施契約の仮契約を締結する。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、実施契約の本契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が生じたとき、募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、代表企業以外の構成企業を変更する等これらに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、甲は実施契約を締結しない。

(1) 甲との契約（本協定又は実施契約に関するものに限られない。以下本項において同じ。）に関し、乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1号若しくは第19条の規定に違反したことにより、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(2) 甲との契約に関し、贈賄・談合等著しく甲との信頼関係を損なう不正行為の容疑により乙の役員等若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。

6 乙は、乙が募集要項等に基づいて甲に提出した参加表明書及び参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下同じ。）の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した参加表明書及び参加資格確認申請書に虚偽の記載があったと認められるときは、実施契約を締結しないことができる。

7 甲及び乙は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（三者間覚書の締結）

甲、代表企業及び改修事業者は、改修事業者決定後速やかに、三者間覚書を締結する。

第5条

- 2 代表企業は、実施契約に基づき改修設計への意見書提出業務を実施するにあたり、三者間覚書の定めるところに従い、甲及び改修事業者と協議・調整を行うものとする。

(運営権の設定)

第6条 甲は、募集要項等及び提案書に基づき、実施契約の締結後、松前町議会の議決を経ること等を条件に、代表企業に対して運営権設定の手続きを行う。

- 2 前項の運営権は、実施契約で別途定める停止条件の全てが成就することをもって、その効力が発生するものとする。
- 3 運営権に関するその他の事項については実施契約の定めるところに従う。

(準備行為)

第7条 乙は、実施契約の締結前又は運営権の効力発生前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び提案書を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 乙は、第1項に規定する準備行為において、提案書において募集要項等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、実施契約の締結又は運営権の効力発生の前後を問わず乙又は運営権者の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について募集要項等を充足するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、前項の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

(業務の委託等)

第8条 代表企業は、別紙に記載された本事業に関する各業務について、別紙記載のとおり代表企業以外の構成企業をして実施させるものとし、別紙記載の期限を目処に、代表企業以外の構成企業との間で各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、契約締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出する。

(実施契約の不成立)

第9条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、実施契約及び三者間覚書の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第10条 前条の規定にかかわらず、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と運営権者が実施契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、提案書において甲が提案するサービス購入料の総額の10%に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 実施契約の締結後において、本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が実施契約を解除するか否か及び実施契約の規定に基づき甲が代表企業から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、乙は連帯して、提案書において甲が提案するサービス購入料の総額の10%に相当する金額を、

甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、当該違約金（第2項については当該事由に起因して運営権者が支払った違約金を含む。）を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

（秘密保持）

第11条 本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本協定の変更）

第13条 本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

（本協定の有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、実施契約の締結又は運営権の効力発生に至らなかった場合は、実施契約の締結又は運営権の効力発生に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条から第12条まで、本条本項及び第15条から第17条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

（協議）

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意を

もって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第16条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第17条 本協定に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲：

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町

代表者 松前町長 田中 浩介

乙：

代表企業

構成企業

構成企業

別紙 業務実施企業一覧・契約締結期限

業務名	業務実施企業名	契約締結期限